

「生命（いのち）の安全教育」について

- ◆ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きを作成・公表。
- ◆ 令和8年3月には、令和5年の刑法改正による「不同意性交等罪」の創設等の社会情勢の変化等を踏まえて教材・指導の手引きの拡充・改訂を行うなど、全国の学校等での実施に向けた普及展開を推進。

生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引きについて

【目標】 生命（いのち）の尊さや、性犯罪・性暴力の根底にある誤った認識や行動、性犯罪・性暴力が及ぼす影響といった性犯罪・性暴力の防止・対処に関する知識やスキル、一人一人の人権を尊重する態度等を身に付け、各段階等に応じて適切に対処できるようにする。

各段階における学習内容

【幼児期】

- ・自分の体は自分だけのもので、とても大事なもの
- ・水着で隠れるところは見せたり触らせたりしない
- ・嫌な触られ方をした場合の対応（嫌だと言う など）等



【小学校低・中学年】

- ・他の人の体も大切。見たり触ったりしない
- ・手をつなぎたいと思ったら、相手にきいてみる
- ・自分の体のことを決められるのは自分だけ 等



【小学校高学年】

- ・人との距離感（境界線）の理解
- ・同意を確認しない行為・性的な暴力
- ・インターネットやSNSでの性暴力 等



【中学校・高等学校】

- ・性的同意の明確な理解
- ・性暴力の例（デートDV、SNS被害、痴漢）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応（法律、相談）等
- ・（高校）セクハラ、二次被害



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施

【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態、身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



活用促進の取組

- ◆ 「性犯罪・性暴力防止のための教育」の実施率は全国で45.3%。うち、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用しているのは32.8%であり、更なる普及啓発が必要。（R5文科省調べ）
- ◆ 文部科学省では、活用促進に向けて、動画教材や研修用動画、指導例動画の作成等のコンテンツの充実や、生徒指導提要への位置づけ、学校等で「生命（いのち）の安全教育」講座の実施を支援する普及展開事業（予算事業）等の取組を推進。